

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1051号

2021年（令和3年）1月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税及び県民税（特別徴収に係る現年度分の個人の市民税及び県民税を除く。）の徴収及び収納並びに滞納処分，介護保険料の賦課，徴収及び滞納処分，国民健康保険料の賦課，徴収及び滞納処分，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定等による事務並びに学校給食の企画，運営及び指導に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）12月25日付けで諮問（第1051号）された市税及び県民税（特別徴収に係る現年度分の個人の市民税及び県民税を除く。）の徴収及び収納並びに滞納処分，介護保険料の賦課，徴収及び滞納処分，国民健康保険料の賦課，徴収及び滞納処分，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定等による事務並びに学校給食の企画，運営及び指導に関することに係るコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、市税等の多様な納付環境の導入及び収納情報のデータ化を進めることで、納付者の利便性の向上とともに、事務の効率化に取り組んでいる。

本市の納付環境として、取扱金融機関やコンビニエンスストア等の窓口納付、口座振替などがあるが、パソコン及びスマートフォン等からクレジットカード決済用ウェブサイト(以下「納付サイト」という。)を通じて納付するクレジットカード納付については、学校給食費(中学校分)に限られており、納付サイトを利用したクレジットカード納付について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会からの答申(第927号)を受けている。

また、2019年(平成31年)4月から、納付上限額30万円までの引上げ及び取扱科目の拡大を図るため、個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税のスマートフォンのアプリを利用したクレジットカード納付について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会からの答申(第958条)を受けている。

このクレジットカード納付について、さらなる納付者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、納付上限額を100万円未満までに変更し、取扱科目を追加する。

以上のことから、今回新たに追加する取扱科目について、既にクレジットカード納付を実施している科目と同様に、納付サイト運営事業者(以下「受託者」という。)と納付情報の送受信を行うことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア 処理を行う事務

本市市税等クレジットカード納付における収納事務

イ コンピュータ処理を行う必要性

本市は基幹業務システムを導入し、収納情報をコンピュータ処理しており、受託者において収納情報をコンピュータ処理により管理していることから、受託者との納付情報の送受信においてもコンピュータ処理を行う必要性がある。

ウ 取扱科目

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、学校給食費(小学校分)

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家

屋), 固定資産税 (償却資産), 軽自動車税については, パソコン等でのクレジットカード納付の取扱いを拡大するものである。

エ 個人情報項目

科目, 納付金額, 通知書番号, 確認番号, クレジットカード番号, 有効期限, クレジットカード名義, セキュリティコード, バーコード情報

オ 処理内容

本市は, あらかじめ受託者に納付者の納付書データの情報 (科目, 納付金額, 通知書番号, 確認番号, バーコード情報) を提供する。

納付者は, パソコン等から受託者が構築する納付サイトにアクセスし, 納付書に記載されている納付書情報 (通知書番号, 確認番号, 期別) を入力又は選択する。

受託者は, 入力された情報及び本市から受託者に提供した情報を突合させ, 納付者の納付情報 (科目, 調定年度, 期別, 通知書番号, 確認番号, 納付金額) を納付サイト上に表示する。

納付者は, 納付サイトに表示された情報を確認した上で, クレジットカード情報 (クレジットカード番号, 有効期限, クレジットカード名義, セキュリティコード) の入力を行い, その後表示される最終確認画面を確認の上, 納付手続を実行する。

受託者は, 納付者の納付手続実行後, クレジットカード情報をクレジットカード会社に, 納付結果データ (納付金額, バーコード情報) をクレジットカード会社及び本市に送信する。

クレジットカード会社は, 納付サイトで決済された収納金を立替え払いで本市に入金する。

(3) 安全対策

ア 本市の安全対策

(ア) 人的対策

納付サイトの管理者用ページには, ユーザーID 及びパスワードを設定し, 担当職員にのみ伝えることとし, 担当職員以外の不正アクセスを防止するとともに, 定期的にパスワードの変更を行う。

(イ) 技術的対策

- a 納付者が納付した結果のデータは, インターネット回線で受託者から情報系端末で受信し, 業務系の端末で取り扱う。
- b データの移動の際は, 記録媒体管理簿により, 作業員以外の者によるデータ削除のチェック等を行い, 不適切な取扱いを防止する。
- c データの保管は必要最低限とし, それ以外のものは業務終了

後速やかに削除する。

- d 本市 WEB サイトから受託者の作成する納付サイトへのリンクに当たっては、本市 WEB サイトから外部サイトに遷移することを明示する。

(ウ) 物理的対策

業務遂行上又は管理上、紙に出力したデータは施錠したキャビネットに保管する。

イ 受託者の安全対策

(ア) 人的対策

- a 業務委託契約において、条例、その他関連法令、契約書、仕様書等を遵守するよう定める。
- b 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得していることや一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）又は JIPDEC が指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を受けていること等を資格条件としており、盗難、改ざん、漏えい、滅失、毀損、不正利用及び外部からの攻撃等の脅威から個人情報を守る。

(イ) 技術的対策

- a 本市のデータ送受信用 PC 及び受託者のサーバ等との通信は、インターネット回線を使用するが、SSL/TLS により暗号化することによって、セキュアな方法で個人情報を扱う。
- b 保存期間の経過により不要となった収納情報等については、切断、溶解、消磁等の復元が不可能な方法により廃棄する。なお、本市の求めがあった場合は、代理納付事務に関する帳簿、書類その他の物件等の検査を行うため、納付情報等の関係書類を提出する。

(ウ) 物理的対策

受託者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限をするなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを 24 時間監視するなど、強固なセキュリティを保つ。

ウ その他の安全対策

受託者との業務委託契約とは別に、本市、受託者、クレジットカード会社の三者間で市税等クレジット収納業務委託契約書を締結し、個人情報の適正な管理について、必要な事項を定める。

(4) 実施時期

2021年（令和3年）4月 本稼働予定

(5) 添付資料

ア クレジットカード納付概要図

イ クレジットカード納付に係る納付サイト運営管理等準備業務委託契約書

ウ クレジットカード納付に係る納付サイト運営管理等準備業務委託仕様書

エ 市税等クレジット収納業務委託契約書（案）

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本市は基幹業務システムを導入し、収納情報をコンピュータ処理しており、受託者において収納情報をコンピュータ処理により管理していることから、今回追加される取扱科目について、受託者との納付情報を送受信するに当たっても、コンピュータ処理を行う必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)アからウまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(イ)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(イ) a

(エ) データ媒体の安全性を高めるための措置

ア(イ) b

(オ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(イ) c

- (カ) 日常的な安全対策
 - ア(イ) d, ア(ウ)
- イ 受託者の安全対策
 - (ア) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
 - イ(ア) b, イ(ウ)
 - (イ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置
 - イ(イ) a
 - (ウ) システムへの不正アクセスを防止するための措置
 - イ(ウ)
 - (エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置
 - イ(イ) b
 - (オ) 日常的な安全対策
 - イ(ア) a
- ウ その他の安全対策
 - (ア) 日常的な安全対策
 - ウ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し、業務委託契約の履行状況の報告を求め、調査を行うことについて留意すること、及び納付サイトが本市のものではなく受託者の作成する外部サイトであることが市民にわかるようにすることを要望する。

以 上